

総 説

4 三重県の環境森林政策の方向

明日の県民、次世代の県民に、生き生きとした森林（もり）、ごみゼロの住みやすいまち、空気や水がおいしい三重を、安心して引き継げるよう、県民、事業者、団体、行政等がパートナーとなり、三重の環境づくりを進めます。

（1）資源循環型社会の構築

「ごみゼロ社会実現プラン」の短期目標（平成22（2010）年度）の達成に向けて、市町等と協働して実践的なモデル事業を実施し、成功事例を積み上げ、その取組の輪を広げていくとともに、市町等が実施する一般廃棄物処理施設の整備、維持管理等に対して技術的支援を行い、一般廃棄物の適切な処理を推進します。

また、廃棄物の適正処理に向けて、引き続き広域的な廃棄物処理に取り組むほか、企業活動から生じる産業廃棄物や災害時に発生する廃棄物の処理に不可欠な管理型最終処分場の設置促進をはかります。

さらに、産業廃棄物の不法投棄等不適正処理の未然防止や、初期段階での機動的な対応を進めるため、市町等との情報交換や監視等での連携をはかりつつ、県においても引き続き監視・指導を徹底していくとともに、産業廃棄物の不適正処理事案については、地域住民の安全・安心を確保していくため、継続的な水質調査や生活環境保全上の支障等の除去など、必要な措置を行います。

地球温暖化防止対策については、平成18（2006）年度に改定した「三重県地球温暖化対策推進計画」に基づいて温室効果ガスの排出抑制対策を進めるため、住民、事業者、市町等と連携して取組を積極的に進めるほか、県内の二酸化炭素排出量の6割を占める産業部門については県内事業所の大半を占める中小企業の省エネ対策に取り組みます。

生活排水対策については、平成18（2006）年に改定した「三重県生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）」に基づき、浄化槽の設置促進など、それぞれの地域の実情にあった生活排水処理施設の整備を進めます。

伊勢湾の水質改善については、第6次伊勢湾水質総量規制に基づき工場等の排水のCOD、窒素、りんの総量削減など水質の保全・改善に向けた取組を進めます。

さらに、伊勢湾の再生に向け、国を含めた関係

自治体で構成する「伊勢湾再生推進会議」において策定した「伊勢湾再生行動計画（平成18（2006）年度）」を推進するため、多様な主体と連携して取り組んでいきます。

（2）自然との共生の確保

多様な自然環境を保全するため、三重県自然環境保全地域などの管理や、里地里山などの身近な自然を保全する県民による活動を支援します。また、「三重県レッドデータブック2005」で明らかになった希少野生動植物を保全するための普及啓発を行うとともに、特に保護が必要として県が指定した希少野生動植物の保全活動を県民と協働して行い、生物の多様性を確保します。

平成18（2006）年3月に策定した「三重の森林づくり基本計画」に沿って、県民一人ひとりおよび事業者、森林所有者、行政などが互いに協働しながら森林づくりを進めます。

さらに、県民の皆さん森林に対する理解を深めて森林づくりへの参画意識の醸成をはかり、「森林は大切」という意識を「森林を守る」という具体的な行動に結びつけるとともに、地域内の連携や地域間の交流を活性化して多様な主体による森林づくりを進めます。

また、林業の生産活動が将来にわたり継続して行えるよう、技術向上研修の開催等による森林づくりの担い手の育成や融資制度の整備、経営指導等により、意欲ある林業事業体等の育成強化をはかります。

（3）環境保全活動の推進

「持続可能な社会の構築」に向けて、環境経営の理念の一層の普及をはかるとともに、事業活動における環境負荷を低減するため、小規模事業者が取り組みやすい環境マネジメントシステム（M-EMS：ミームス）の普及をはかります。また、「企業環境ネットワーク・みえ」「みえ・グリーン購入俱乐部」と連携・協働して、日本環境経営大賞を受賞した優れた取組事例等の紹介を行うなど、環境経営の普及に取り組みます。